

別表第9 拡声機に係る使用制限区域（第25条関係）

- 1 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、風致地区（近隣商業地域及び商業地域に該当する区域を除く）及び歴史的風土保存区域
- 2 前項以外の区域内に所在する別表第7の1の付表に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内

備考 「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」及び「商業地域」とは、都市計画法第2章の規定による都市計画において定められている地域をいう。